

山口県の集落協定取組事例集（令和2年度）

中山間地域等直接支払制度の第5期対策では、集落の維持・強化の観点から制度の拡充が図られ、これまでよりもさらに取り組みやすい制度となっています。この制度を有効に活用し、農業生産の維持を通じて多面的機能の確保、地域の活性化に結びつけて、農用地を守る様々な取り組みが県内各地で展開されています。

～ 各集落協定における活動の様子 ～



令和3年（2021年）8月

山口県農林水産部農村整備課

目 次

○多面的機能支払等による活動と連携して効果的に活動に取り組む事例

- ・ 岩国市向峠集落協定「集落機能強化加算を活用した取組」 . . . 1
- ・ 美祢市河原集落協定「営農を通じた地域組織の活動」 . . . 3

○機械・農作業の共同化に取り組む事例

- ・ 下関市江後集落協定「法人を中心とした農作業の省力化」 . . . 5

○その他、特徴的な活動に取り組む事例

- ・ 長門市本郷集落協定「水田放牧により棚田保全に取り組む」 . . . 7

* 中山間地域等直接支払制度とは？

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動を行う場合に、農用地の傾斜と面積に応じて一定額の交付金を支払う制度のこと。

<多面的機能支払等による活動と連携して効果的に活動に取り組む事例>

○集落機能強化加算を活用した取組

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山口県 <small>いわくにし</small> 岩国市 ・ <small>むかたお</small> 向峠			
協定面積 33.6ha	田 (99.6%)	畑 (0.4%)	草地 (0%)	採草放牧地 (0%)
	水稻	野菜	—	—
交付金額 590万円	個人配分			70 %
	共同取組活動 30%	役員報酬等		2 %
		法人、景観形成に関する経費		6 %
		水路・農道の維持管理に係る経費		6 %
単価区分 体制整備単価	農用地の維持・管理等に係る経費		16 %	
協定参加者	農業者 36人、非農業者 18人、2組合（構成員39人）			開始：平成12年度
人・農地プランの作成状況	集落全域で作成済			

2. 取組に至る経緯

当集落は、岩国市の北部に位置し、小五郎山のふもとに開けた海拔およそ400mの水稲やワサビの栽培、畜産が盛んな集落で、営農条件不利地の中山間地域である。

平成13年には場整備が完了し、平成22年に設立された「農事組合法人むかたお」が地域の中心的な担い手として農業生産に取り組むとともに、担い手の確保や新規就農者の受け入れにも積極的に取り組んでいる。

地域農業を将来にわたり持続するため、農業生産活動を共同で支えあう体制整備を行い、協力して農道や水路等の維持管理に取り組み、農地の保全や多面的機能の発揮の促進を行っている。

3. 取組の内容

共同取組活動として、農道、水路の保全活動をはじめ、菜の花の植付けや集落入口の花壇整備など地域景観の向上に取り組んでいる。

また、農事組合法人むかたおを中心とした、担い手の確保、育成に積極的に取り組んでおり、バンカーズファーム等の新規就農者を受け入れ、農業生産活動を共同で支えあう体制整備を目指している。



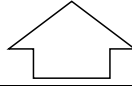
向峠集落の風景



バンカーズファームのハウス

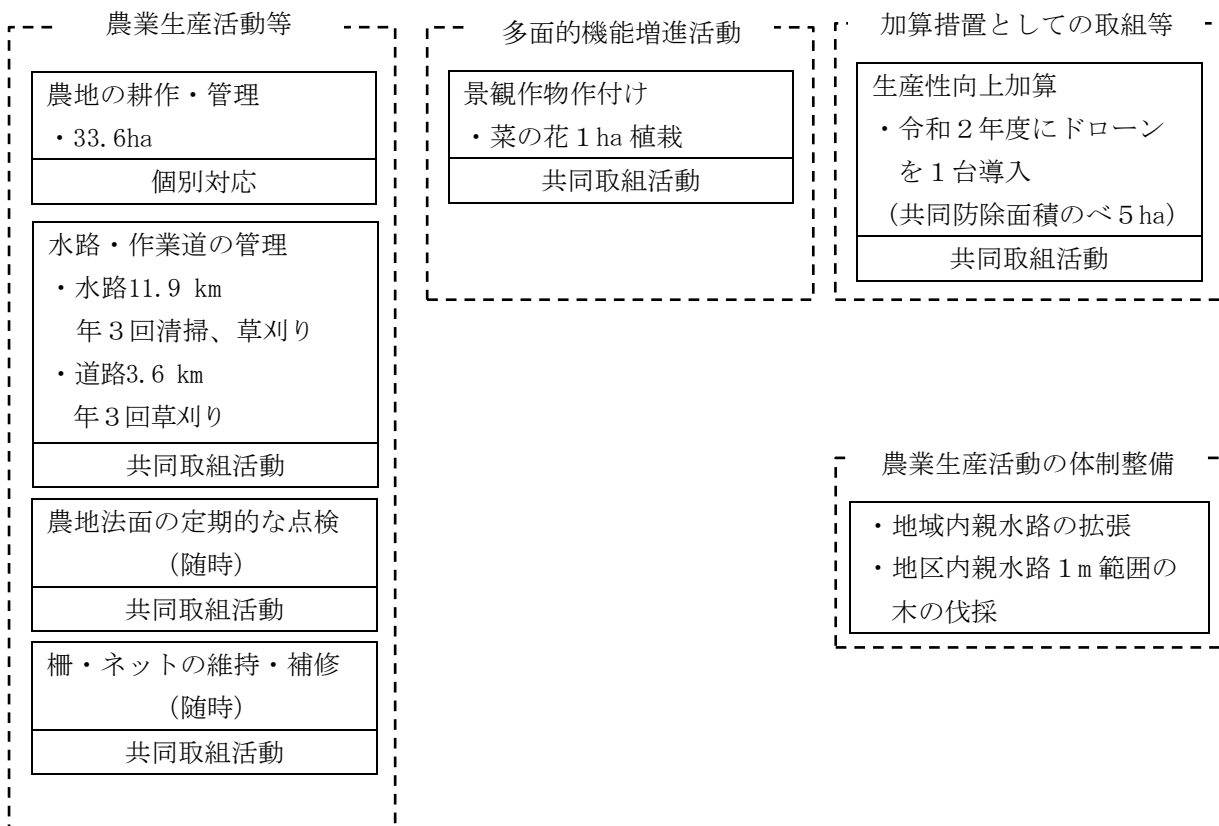
[集落の将来像]

- ・将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
- ・耕作放棄地の発生しない、美しい農村景観が保たれた集落
- ・集落内の話し合いにより、共同、協力、合意に基づく活動が行われる集落
- ・子や孫たちに自信を持って、文化、地域活動等の継承ができる集落



[将来像を実現するための活動目標]

- ・担い手への農地集
- ・共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備



4. 今後の課題等

- ・ 集落内の高齢化、担い手不足への対応

[第4期対策の主な成果]

- ・ 農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を実施
- ・ 協定農用地への柵、ネット等の設置により鳥獣害防止対策を実施
- ・ 新規就農者の受け入れ（家、農地等）準備

<多面的機能支払等による活動と連携して効果的に活動に取り組む事例>

○営農を通じた地域組織の活動

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山口県 <small>みねし</small> 美祢市 ・ <small>かわら</small> 河原			
協定面積 21.9ha	田 (100%)	畑 (0%)	草地 (0%)	採草放牧地 (0%)
	水稻	—	—	—
交付金額 219万円	個人配分			50 %
	共同取組活動 50%	水路・農道等維持管理		27 %
		鳥獣害防止対策		23 %
単価区分 体制整備単価				
協定参加者	農業者 11人、河原百笑会 (構成員12人)			開始：平成13年度
人・農地プランの作成状況	作成していない (話し合いを実施中)			

2. 取組に至る経緯

平成11年に当地区のほ場整備が完了したが、中山間地という地理的不利条件から、平成13年に集落協定を締結し、交付金を活用した営農活動に取り組んでいた。しかしながら、若者の農業離れなど人材不足が顕著になったため、農業者のみでなく地域一体となって農村環境の維持発展に取り組むため、平成19年に地域組織「かわらびやくしょうかい河原百笑会」を結成した。近年においては地域組織との連携により地区内の営農・農地の保全管理・施設の維持管理のため本活動に取り組んでいる。

3. 取組の内容

農用地・農道・水路等の草刈りは交付金を活用し、共同取組活動により年に数回実施しているが、近年は猪等による鳥獣害による被害が顕著であることから電柵の設置(0.7km)にも交付金を活用している。また、猪鹿防護柵周辺の緩衝帯に防草シートの敷設や農繁期以外は電柵を撤去するなど地域の景観維持にも努めている。



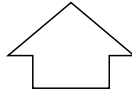
年度計画策定の話合い



獣害防護柵周辺の緩衝帯・農道の保全管理

[集落の将来像]

地域組織を柱とした農業生産活動含む地域活動の実施体制を整備する。



[将来像を実現するための活動目標]

○安定的・持続的な営農活動を行うため、年2回以上の草刈り作業等を実施

農業生産活動等

農地の耕作・管理

・田 21.9ha

個別対応

水路・作業道の管理

・水路0.6km

年2回清掃草刈り

・道路2.5km

年2回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検

(年2回及び随時)

共同取組活動

柵・ネットの設置・維

持・補修・撤去

(年1回及び随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り

・0.11ha、年1回

個別対応

加算措置としての取組等

※該当なし

4. 今後の課題等

集落内の担い手（特に若者）を中心に活動できる体制を整える。

[第4期対策の主な成果]

○農業用施設（農道・水路）の維持・補修（1.6km）

○鳥獣害防護柵の維持管理活動（1.8km）

<機械・農作業の共同化に取り組む事例>

○法人を中心とした農作業の省力化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山口県 <small>しものせきし</small> 下関市 ・ <small>えご</small> 江後集落協定			
協定面積 31.7ha	田 (100%)	畑 (0%)	草地 (0%)	採草放牧地 (0%)
	水稻・レンゲ	—	—	—
交付金額 568万円	個人配分			46 %
	共同取組活動 54%	役員報酬		2 %
		水路・農道の維持管理		1 %
		農用地維持管理費（景観作物作付費含む）		2 %
単価区分 体制整備単価	共同利用機械購入費		48 %	
	その他事務費等		1 %	
協定参加者	農業者 37人、農業組合法人江後（構成員31人）			開始：平成22年度
人・農地プランの作成状況	集落全域で作成済			

2. 取組に至る経緯

江後集落は旧下関市北部の内日地区に位置する。内日地区は鬼ヶ城をはじめとする、龍王山、狩音山、笠ヶ岳、六万坊山等の山々に囲まれた自然豊かな盆地である。また、盆地特有の地形と豊かな水源を生かした稲作農業が盛んである。しかしながら、年々高齢化や後継者不足による農家の減少により荒廃農地の増大が懸念されている。そのようななか、中山間地域等直接支払を活用した機械の共同利用を進め、「農事組合法人江後」を立ち上げ、法人を中心に農業生産活動が継続できるような体制を整え本制度へ取り組んでいる。

3. 取組の内容

当協定では、法人組織を中心に、協定農用地内の水路・農道の清掃や草刈りを年に1回以上行い、また、鳥獣害防止柵の維持管理、法面の定期的な点検等を行っている。第5期対策では、生産性向上加算に取り組み、ドローンによる協定農用地の共同防除による農作業の省力化をはかり集落の農用地を将来にわたり維持していくと取り決め、活動を開始した。



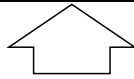
江後集落の西側



共同利用機械による作業

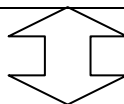
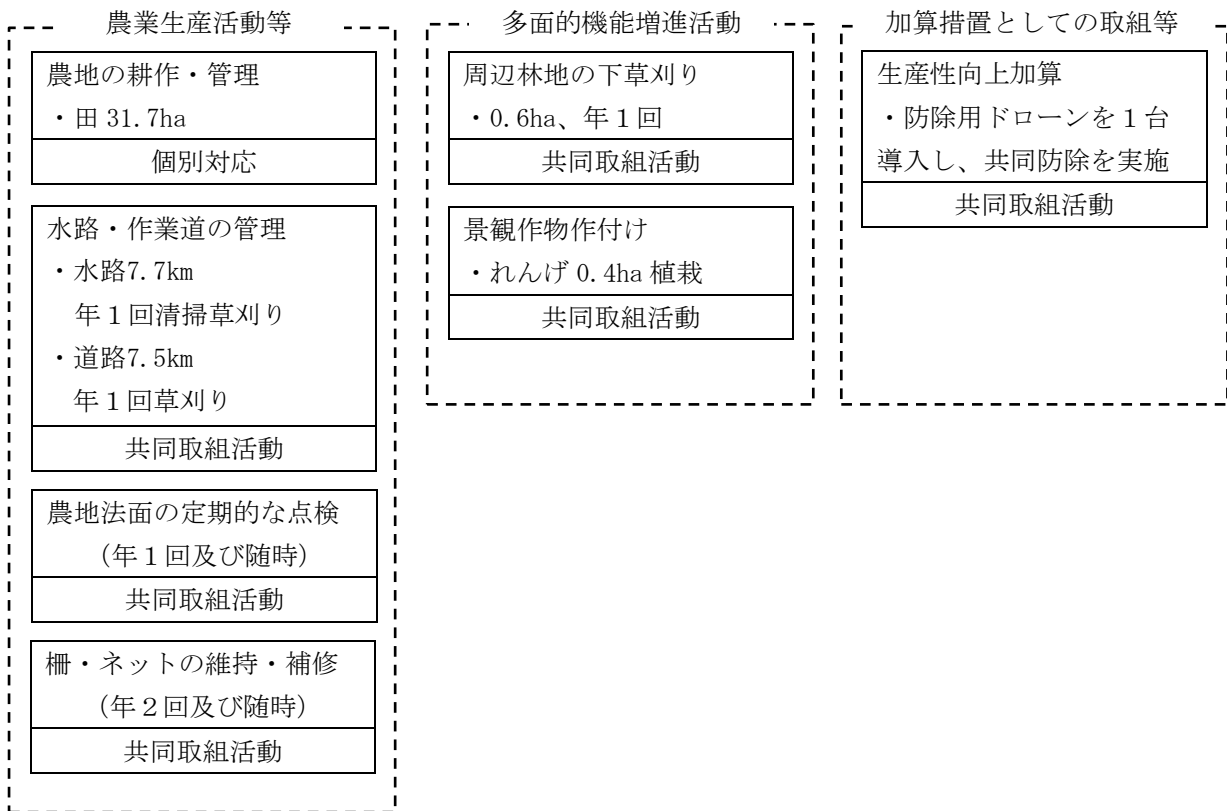
[集落の将来像]

将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制の構築



[将来像を実現するための活動目標]

共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備



多面的機能支払交付金制度にも取り組んでおり、当制度と併せて積極的に活動している。

4. 今後の課題等

農業組合法人江後を中心に地域の担い手として農地の集積を進め、集落内の耕作放棄地の発生防止に努めている、しかしながら集落内の高齢化や後継者不足等の問題がある。

これらの問題に対応するため、ドローン等共同利用機械の導入をおこない6年後10年後の農地の維持管理の仕組みづくりを検討している。

[第4期対策の主な成果]

- ・水路補修
- ・共同利用機械の導入

<水田放牧に取り組む事例>

○水田放牧により棚田保全に取り組む

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山口県 <small>ながとし</small> 長門市 ・ <small>ほんごう</small> 本郷			
協定面積	田 (99.3%)	畑 (0.7%)	草地 (0%)	採草放牧地 (0%)
27.6ha	水稲・飼料作物	—	—	—
交付金額	個人配分			70.0 %
618万円	共同取組活動 (30.0%)	鳥獣被害防止対策費		11.1 %
単価区分		水路・農道管理費		10.1 %
体制整備単価		共同利用機械等購入費		1.7 %
		棚田保全及びPR等に係る取組み経費		7.1 %
協定参加者	農業者 19人			開始：平成12年度
人・農地プランの作成状況	集落全域で作成済			

2. 取組に至る経緯

本郷集落は向津具半島の中心に位置し、急傾斜の棚田を多く有する地区であるため、耕作放棄地の増加や担い手不足と当地域においても大きな課題となっていた。そんな中、協定参加者で若手の畜産農家数名が、これ以上この集落から耕作放棄地を増やしたくない、美しい棚田の風景を守っていききたいとの思いで水田放牧に取り組み、農地の保全に大きく寄与している。

3. 取組の内容

主な取組みとして、棚田の景観保全や耕作放棄地を未然に防ぐための水田放牧を行っている。また、一度耕作放棄地となった農地を復旧する取組みにも力を注いでいる。

ここ最近では、棚田の景観を外部にPRするため、地域のまつりでブースを設けたPR活動や、棚田でのバーベキュー大会（昨年はコロナ禍のため中止）を開催するなど、地域が一体となって農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る活動に取り組み、地域の活性化に大きく寄与している。



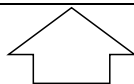
本郷集落棚田の風景



水田放牧の風景

[集落の将来像]

協定の担い手となる新たな人材の育成・確保に取り組む。



[将来像を実現するための活動]

認定農業者の育成

農業生産活動等

農地の耕作・管理

・田 27.6ha

個別対応

水路・作業道の管理

・水路 2.8km

年2回清掃、草刈り

・道路 2.2km、年2回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検

(随時)

共同取組活動

柵・ネットの維持・補修

(随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

堆きゅう肥の施肥

・約 5.0ha

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

認定農業者育成

・目標 1名

加算措置の取組

超急傾斜農地保全管理加算

・農地の保全活動

・棚田のPR活動

・棚田米の直売所での販売

棚田地域振興活動加算

※令和2年度は未実施だが、対象地域であることから、今後の取組みを検討中



集落外との連携

集落外の移住者と連携して、棚田の保全活動や地域のまつりでの棚田PR活動を行っている。

4. 今後の課題等

- ・これまでの取組により、特に若者の中で棚田の景観を守っていこうという意識がしっかりと身についたことは、大きな変化である。
- ・棚田地域振興法の地域指定がされたので、更なる棚田保全への取組を計画している。

[第4期対策の主な成果]

- ・水田放牧等による棚田保全への取組
- ・地域のまつりでの、棚田PR活動
- ・棚田で生産された棚田米の直売所での販売
(これらの取組により、令和元年に開催された「全国棚田(千枚田)サミット」での現地見学の地に指定され、多くの方へ取組みのPRができた。)

山口県の集落協定取組事例集(令和2年度)
(令和3年8月)

山口県農林水産部農村整備課

所在地： 〒753-8501 山口市滝町1番1号

電話： 083(933)3423

F A X： 083(933)3429

E - m a i l： a17500@pref.yamaguchi.lg.jp